

目录

法务 Legal

- 私募投资基金信息披露监督管理办法
- 关于进一步提升香港投资者公证便利化水平的通知

税务 Tax

- 关于出口业务增值税和消费税政策的公告
- 关于发布《出口业务增值税和消费税退（免）税管理办法》的公告
- 关于发布《增值税预缴税款管理办法》的公告
- 关于明确增值税应税交易销售额计算口径的公告

近期热点 Recent Hot Topics

- 外商投资企业在外汇管理登记系统中的基本信息对企业办理跨境业务至关重要，如该信息与实际状况不符或未及时更新，将会对企业产生哪些影响？应如何处理？
- 随着强制注销公司登记制度及相关具体规定出台后，特殊情形下（被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销）的公司注销流程有什么不同？是否更加便利？
- 基于环保要求购置的厂区景观绿化（如灌木、草坪），在会计和税务处理上是否应计入“固定资产”？若其不符合固定资产资本化条件，是否应计入“长期待摊费用”并分期摊销？判定的关键依据有哪些？

目次

（下記の日本語訳は参考用とします。）

法務

- 私募投資ファンドの情報開示に関する監督管理弁法
- 香港投資家向け公証手続きの円滑化に関する通知

税務

- 輸出業務の増値税及び消費税政策に関する公告
- 『輸出業務の増値税及び消費税の還付(免除)管理弁法』の公布に関する公告
- 『増値税の予納税額管理弁法』の公布に関する公告
- 増値税の課税取引売上高の算定基準の明確化に関する公告

トピックス

- 外商投資企業の外国為替管理登録システムにおける基本情報は、同企業が越境取引を行う上で極めて重要で、もしこの情報が実際の状況と一致しない場合や、適時に更新されていない場合、企業にはどのような影響があるのでしょうか？また、どのように対応すべきでしょうか？
- 会社登記の強制抹消制度及び関連する具体的な規定が施行された後、特別な場合（営業許可証の強制取消、強制閉鎖命令、または撤消処分を受けた場合）における会社抹消の手続きはどのように異なるのでしょうか？手続きはより簡素化されたのでしょうか？
- 環境保護の要件に基づき整備された工場区の景觀緑化（灌木、緑地など）は、会計上及び税務上の処理において「固定資産」に計上すべきでしょうか？もし固定資産の資本化要件を満たさない場合、「長期前払費用」に計上し、分割償却すべきでしょうか？その判断の主な根拠は何でしょうか？

法务 Legal

私募投资基金信息披露监督管理办法

【发布单位】 证监会
【发布文号】 证监会令【第 233 号】
【发布日期】 2026 年 2 月 24 日
【实施日期】 2026 年 9 月 1 日

【相关链接】 <https://www.csrc.gov.cn/csrc/c101953/c7616837/content.shtml>

作为《私募投资基金监督管理条例》的首部配套行政规章，新规将信息披露监管从“行业自律”升维至“行政规章”，对披露内容、频率、方式提出了系统性新要求。主要内容如下：

1. 明确责任主体与行为规范

- 管理人、托管人、销售机构三类主体在信息披露中的所承担的责任：

管理人是信息披露第一责任人，责任不因委托其他机构披露而免除；托管人对基金净值、申购价格等财务信息进行实质复核审查，发现重大错误应提示纠正并向相关部门报告；销售机构不得篡改管理人提供的信息。

- 披露方式：管理人应通过约定的非公开方式（如邮寄、邮件、特定对象网站、移动客户端等渠道），向投资者披露信息。
- 向下穿透披露要求：私募基金投向其他私募基金、资产管理产品或通过 SPV 投资时，必须披露投资路径及底层资产情况，被投资机构应当予以配合。

2. 根据基金类型设置差异化披露要求

法務

私募投資ファンドの情報開示に関する監督管理弁法

【公布部門】 証監会
【公布文号】 証監会令【第 233 号】
【公布日時】 2026 年 2 月 24 日
【施行日時】 2026 年 9 月 1 日

『私募投資ファンド監督管理條例』の初の関連行政規章として、本行政規章は情報開示の監督管理を「業界の自主規制」から「行政規章」へと格上げし、開示内容、頻度、方法について体系的な新たな要件を定めている。主な内容は以下の通りである。

1. 責任主体と行動規範を明確にする

- 管理者、受託者、販売機関の 3 つの主体が情報開示の責任：

管理者は情報開示における第一責任者であり、他の機関に開示を委託したとしてもその責任は免除されない。受託者は、ファンド純資産額、購入・換金価格などの財務情報について実質的な再審査を実施し、重大な錯誤を認めた場合は修正を求めるとともに、関係部門へ報告しなければならない。販売機関は、管理者から提供された情報を書き換えてはならない。

- 開示方法：管理者は、合意された非公開の方法（郵送、電子メール、特定のウェブサイト、携帯アプリなど）を通じて、投資家に情報を開示しなければならない。
- 最終実質者までの開示要件：私募ファンドが他の私募ファンド、資産運用商品、または SPV を通じて投資を行う場合、投資経路及び基礎となる資産の状況を開示しなければならない、投資先機関はこれに協力しなければならない。

2. ファンドの種類に応じて、開示要件を差別化する

序号	基金类型	定期报告	对年审的特殊要求
番号	ファンドの種類	定期報告書	年次審査に関する特別な要件
1	私募证券投资基金	<ul style="list-style-type: none"> • 季度报告（季度结束后 1 个月内） • 年度报告（年度结束后 4 个月内） • 净值披露：开放式基金不低于开放频率，封闭式基金至少每季度一次 	<ul style="list-style-type: none"> • 基金投向流动性受限资产、衍生品、境外资产、其他私募基金等特殊情况的，年度财务会计报告须经证监会备案的会计师事务所审计。
	私募証券投資ファンド	<ul style="list-style-type: none"> • 四半期報告書(四半期終了後1ヶ月以内) • 年次報告書(年度終了後4ヶ月以内) • 純資産額の開示:オープン型ファンドは運用頻度と同等以上、クローズド型ファンドは少なくとも四半期に1回 	<ul style="list-style-type: none"> • ファンドが流動性が制限された資産、派生商品、海外資産、その他の私募ファンドなどへの投資を行う場合、年次財務会計報告書は、証券監督管理委員会に登録された会計士事務所による監査を受けなければならない。
2	私募股权投资基金(含创投基金)	<ul style="list-style-type: none"> • 半年度报告（半年度结束后 2 个月内） • 年度报告（年度结束后 6 个月内） 	<ul style="list-style-type: none"> • 基金管理规模较大且自然人投资者较多的，年度财务会计报告须经证监会备案的会计师事务所审计。
	私募エクイティ・ファンド(ベンチャーキャピタルを含む)	<ul style="list-style-type: none"> • 半期報告書(半期終了後2ヶ月以内) • 年次報告書(年度終了後6ヶ月以内) 	<ul style="list-style-type: none"> • 管理資産総額が大きく、個人投資家の割合が高いファンドについて、年次財務会計報告書は、証券監督管理委員会に登録された会計士事務所による監査を受けなければならない。

3. 重大事项的临时报告义务

- 发生可能对投资者权益产生重大影响的事件，如变更管理人、托管人、基金经理、投资架构、重大关联交易等，须在事件发生之日起5个工作日内披露。

4. 信息披露事务管理制度的建立

- 私募基金管理人、托管人需建立信息披露管理制度，指定专门部门和高级管理人员负责信息披露事务。
- 私募基金管理人、托管人、销售机构和其他服务机构应妥善保管私募基金信息披露相关文件资料，保存期限自基金清算结束之日起不少于20年。

5. 过渡期安排

- 2026年9月1日后新提交备案的基金：基金合同等文件应符合《办法》的相关规定。
- 2026年9月1日前已备案的存续基金：如变更基金合同的，则变更事项应符合《办法》规定；如不涉及变更事项的，无需立即修改基金合同。

关于进一步提升香港投资者公证便利化水平的通知

- 【发布单位】 司法部 市场监管总局
 【发布文号】 司发通〔2026〕5号
 【发布日期】 2026年2月12日
 【实施日期】 2026年2月1日

【Link】 <https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/djzci/art/2026.html>

为进一步便利香港投资者在内地投资，通知在前期试点基础上，扩大了香港投资者简化版公证文书电子化流转的适用范围。主要内容如下：

- 自2026年2月起，在北京、天津、河北、上海、江苏、浙江、安徽、福建、山东、湖北、广东、重庆、四川、海南等14个省（市）推

3. 重要事項に関する臨時報告義務

- 管理者、受託者、ファンドマネージャー、投資構造の変更、重要な関連当事者取引など、投資家の権益に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合は、当該事象の発生日から5営業日以内に開示しなければならない。

4. 情報開示管理体制の確立

- 私募ファンドの管理者及び受託者は、情報開示管理制度を整備し、情報開示業務を担当する専門部署及び上級管理職を指定しなければならない。
- 私募ファンドの管理者、受託者、販売機関、その他の業務委託提供機関は、私募ファンドの情報開示に関連する文書資料を適切に保管し、その保存期間はファンドの清算終了日から起算して20年以上としなければならない。

5. 移行期間の措置

- 2026年9月1日以降に新規で届出を行うファンド：ファンド契約等の書類は、『弁法』の関連規定に準拠しなければならない。
- 2026年9月1日以前に届出済みで存続中のファンド：ファンド契約を変更する場合は、変更事項が『弁法』の規定に準拠しなければならない。変更事項がない場合は、直ちにファンド契約を修正する必要はない。

香港投資家向け公証手続きの円滑化に関する通知

- 【公布部門】 司法部 市場監督管理總局
 【公布文号】 司發通〔2026〕第5号
 【公布日時】 2026年2月12日
 【施行日時】 2026年2月1日

香港の投資家が中国本土で投資を行う際の利便性をさらに高めるため、これまでの試験運用を踏まえ、香港の投資家に対する簡易版公証文書の電子化流通の適用範囲を拡大する。主な内容は以下の通りである。

- 2026年2月より、北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、安徽、福建、山東、湖北、広東、重慶、四川、海南の14の省・市において、香港投

行香港投资者主体资格证明简化版公证文书电子化流转。

- 通过市场监管部门业务系统与中国委托公证（香港）信息化平台实时对接，试点地区市场监管部门在办理港资企业设立或变更登记时，可根据申请人提交的文书编码，直接线上调用电子版公证文书，并下载保存为电子档案，原则上不再收取纸质版本。
- 持续优化港资企业网上登记功能，加快实现港资企业全程电子化登记。

資家の主体資格証明書の簡易版公証文書の電子化による流通が実施される。

- 市場監督管理部門の業務システムと中国委託公証（香港）情報化プラットフォームをリアルタイムで連携させることにより、試験実施地域の市場監督管理部門は、香港資本企業の設立または変更登記を行う際、申請者が提出した文書のコードに基づき、電子版の公証文書をオンラインで直接呼び出し、電子アーカイブとしてダウンロード・保存することが可能となり、原則として紙媒体の提出は不要となる。
- 香港資本企業のオンライン登記機能を継続的に最適化し、香港資本企業の全プロセス電子化登記の実現を加速する。

税务 Tax

关于出口业务增值税和消费税政策的公告

- 【发布单位】 财政部 税务总局
【发布文号】 财政部 税务总局公告
2026 年第 11 号
【发布日期】 2026 年 1 月 30 日
【施行日期】 2026 年 1 月 1 日

【Link】 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247437/content.html>

为进一步明确及整合出口业务涉及的增值税和消费税政策，财政部及税务总局共同发布了该公告，现就公告内容和主要变动汇总如下：

1. 将“出口货物”和“跨境销售服务、无形资产”合并为“出口业务”，适用统一的增值税和消费税出口退税政策。
2. 对出口业务增值税处理，明确划分了退（免）税、免税、征税三类政策，界定了各类政策的适用范围和具体税务处理规则。

2.1 增值税退（免）税政策

- 适用退（免）税政策的出口业务包括：
 - 1) 出口货物：需同时满足“销售给境外、向海关报关并实际离境、会计上做销售、按规定收汇”四项条件；

稅務

輸出業務の増値税及び消費税政策に関する公告

- 【公布部門】 財政部 稅務總局
【公布文号】 財政部 稅務總局公告
2026 年第 11 号
【公布日時】 2026 年 1 月 30 日
【試行日時】 2026 年 1 月 1 日

輸出業務に関連する増値税及び消費税の政策をさらに明確化し、統合するため、財政部及び稅務總局は共同で本公告を発表した。公告の内容および主な変更点は以下の通りである。

1. 「輸出貨物」と「越境販売業務委託・無形資産」を「輸出業務」として統合し、統一された増値税及び消費税の輸出還付政策を適用する。
2. 輸出業務における増値税の取り扱いについて、還付（免除）税、免税、課税の 3 つの政策を明確に区分し、各政策の適用範囲および具体的な稅務處理規則を定めた。

2.1 増値税の還付（免除）政策

- 還付（免除）稅政策が適用される輸出業務には、以下が含まれる。
 - 1) 輸出貨物：「海外への販売、税関への通関および實際の国外搬出、會計上の売上計上、規定に基づく外貨回

收」の4つの条件を同時に満たす必要がある;

2) 視同出口貨物 (共9項);

跨境銷售服務、無形資產: 包括向境外單位銷售的完全在境外消費的服務、無形資產 (共10項)、國際運輸服務、航空運輸服務、對外修理修配服務。

2) 輸出とみなされる貨物(9項);

越境販売サービス、無形資産: 海外事業体への販売であり、かつ完全に海外で消費されるサービス、無形資産(計10項目)、国際輸送サービス、航空輸送サービス、對外修理・整備サービスを含む。

• 退(免)税办法

• 還付(免除)税の実施弁法

序号	办法	税务处理	适用主体和适用情形
番号	弁法	稅務處理	適用對象及び適用狀況
1	免抵退税	<p>“免”: 免征出口环节增值税;</p> <p>“抵”: 对应的进项税额抵减应纳增值税税额;</p> <p>“退”: 未抵减完的部分予以退还。</p>	<p>1) 生产企业: 出口自产货物、视同自产货物、跨境销售服务和无形资产, 以及列名生产企业出口非自产货物;</p> <p>2) 外贸企业: 直接将服务或者自行研发的无形资产出口, 视同生产企业连同其出口货物统一实行免抵退税办法 (新增)。</p>
	免除・控除・還付	<p>「免除」: 輸出段階における増値税を免除する;</p> <p>「控除」: 対応する仕入税額を納付すべき増値税額から控除する;</p> <p>「還付」: 控除しきれなかった部分を還付する。</p>	<p>1) 製造企業: 自社生産品、自社生産品とみなされる物品、越境販売サービスおよび無形資産を輸出する場合、ならびに指定製造企業が自社生産品以外の物品を輸出する場合。</p> <p>2) 貿易企業: サービスまたは自社開発の無形資産を直接輸出する場合、製造企業と同様に、その輸出貨物と合わせて免除・控除・還付制度を適用する(新規追加)。</p>
2	免退税	<p>“免”: 免征出口环节增值税;</p> <p>“退”: 对应的进项税额予以退还。</p>	<p>外贸企业或其它单位: 出口货物、跨境销售外购的服务或者无形资产。</p>
	免除・還付	<p>「免除」: 輸出段階における増値税を免除する;</p> <p>「還付」: 対応する仕入税額を納付すべき増値税額からを還付する。</p>	<p>貿易企業またはその他の組織: 輸出貨物、越境販売される外部調達サービス、または無形資産。</p>

- 退税率：除适用于特殊退税率的出口业务外，退税率默认与适用税率一致。适用不同退税率的出口业务未分开核算的，从低适用退税率。
- 免抵退项目与增值税即征即退、先征后返（退）项目应分别核算，准确划分进项税额。对于无法准确划分的进项税额，应按照销售额比例进行分摊计算。

2.2 增值税免税政策

- 适用范围：
 - 1) 适用增值税免税政策的出口货物：包括小规模纳税人出口的货物、通过网上传输出口的软件产品等共 19 项；
 - 2) 适用增值税免税政策的跨境销售服务、无形资产：包括工程项目在境外的建筑服务、境外仓储服务等共 18 项；
 - 3) 其他：包括放弃退（免）税选择免税的出口业务；已申报退（免）税，但未在规定期限内补齐凭证的出口业务。
- 税务处理：免征出口环节增值税，但相关进项税额不得抵扣和退税，应转入成本。

2.3 增值税征税政策

- 适用范围：包括出口取消出口退（免）税的货物、虚假业务或提供虚假单证、“假自营、真代理”业务、购进后直接出口且未取得合法有效购进凭证等 11 类情形。
- 税务处理：出口环节视同境内销售申报增值税，符合条件的进项税可抵扣。

3. 出口业务消费税相关政策

- 還付率：特別な還付率が適用される輸出業務を除き、還付率は適用税率と同じとなる。異なる還付率が適用される輸出業務について、会計処理が区分されていない場合は、より低い還付率が適用される。
- 免税・控除・還付対象項目と、増値税の即時還付、徴収後返還（還付）対象項目は、それぞれ別々に計上し、仕入税額を正確に区分しなければならない。正確に区分できない仕入税額については、売上高の割合に応じて按分計算を行うものとする。

2.2 増値税の免税政策

- 適用範囲：
 - 1) 増値税免税政策が適用される輸出貨物：小規模納税者が輸出する貨物、インターネット経由で輸出されるソフトウェア製品など、計 19 項目を含む。
 - 2) 増値税免税政策が適用される越境販売サービス、無形資産：海外における建設プロジェクトの建設サービス、海外倉庫サービスなど、計 18 項目を含む。
 - 3) その他：還付（免税）の選択を放棄し、免税を選択した輸出業務、および還付（免税）を申告したが、規定の期限内に証憑を補充しなかった輸出業務を含む。
- 税務処理：輸出段階における増値税は免除されるが、関連する仕入税額は控除および還付の対象とならず、原価に転嫁されるものとする。

2.3 増値税課税政策

- 適用範囲：輸出還付（免除）税を放棄した貨物、虚偽の取引または虚偽の書類の提供、「偽装自営・実質代理」取引、購入後直ちに輸出され、かつ合法かつ有効な購入証憑を取得していない場合など、11 種類の事案を含む。
- 税務処理：輸出段階において国内販売とみなして増値税を申告し、条件を満たす仕入税額は控除可能とする。

3. 輸出業務における消費税関連政策

- 退（免）税：适用增值税退（免）税政策的应税消费品出口，免征消费税，并退还前一环节已征消费税；
- 免税：适用增值税免税政策的应税消费品出口，免征消费税，但不退还其以前环节已征的消费税，且不允许在内销环节的应纳消费税款中抵扣；
- 征税：适用增值税征税政策的应税消费品出口，应缴纳消费税，不退还以前环节已征消费税，且不允许在内销环节的应纳消费税款中抵扣。

4. 申报期限的重大调整

- 设定分层申报期限（以报关出口货物，申请退（免）税为例）：
 - 1) 纳税人应在报关出口之日次月起至次年 4 月 30 日前申报，并按规定收汇；未在该期限内收汇的，应当缴回已退（免）税款；
 - 2) 未在上述期限内申报退（免）税的，可以在次年 4 月 30 日后至报关出口之日起 36 个月内，提供收汇材料并收齐其他凭证，进行补充申报。
- 36 个月申报期限的限制：除特定情况外，纳税人未在 36 个月内（按自然天数计算）申报退（免）税或免税的，视同境内销售。该政策改变了现行出口退税申报无期限限制的规定。
- 过渡政策：2025 年 12 月 31 日及之前发生的出口业务，不受 36 个月申报期限的限制。

关于发布《出口业务增值税和消费税退（免）税管理办法》的公告

【发布单位】 国家税务总局

- 還付（免除）：增值税の還付（免除）政策が適用される課税消費財の輸出については、消費税が免除され、かつ前段階において徴収された消費税が還付される。
- 免税：增值税の免税政策が適用される課税消費財の輸出については、消費税が免除されるが、前段階において徴収された消費税は還付されず、また国内販売段階における納付すべき消費税額からの控除も認められない。
- 課税：增值税の課税政策が適用される課税消費財の輸出については、消費税を納付しなければならず、前段階において徴収された消費税は還付されず、また国内販売段階における納付すべき消費税額からの控除も認められない。

4. 申告期限の大幅な変更

- 段階的な申告期限の設定（輸出貨物の通関申告および還付（免除）税の申請を例とする）：
 - 1) 納税者は、輸出通関日の翌月から翌年 4 月 30 日までに申告を行い、規定に従って外貨を回収しなければならない。当該期限内に外貨を回収しなかった場合、既に還付（免除）された税額を納付しなければならない；
 - 2) 上記期限内に還付（免除）税の申告を行わなかった場合、翌年 4 月 30 日以降から輸出通関日から起算して 36 ヶ月以内に、外貨回収資料を提出し、その他の証憑を揃えて、補充申告を行うことができる。
- 36 ヶ月の申告期限に関する制限：特定の状況を除き、納税者が 36 ヶ月以内（暦日計算）に還付（免除）税または免税の申告を行わなかった場合、国内販売とみなされる。この政策は、現行の輸出還付税申告に期限制限がないという規定を変更するものである。
- 経過措置：2025 年 12 月 31 日以前に発生した輸出業務については、36 ヶ月の申告期限の制限はない。

『輸出業務の増値税及び消費税の還付（免除）管理弁法』の公布に関する公告

【公布部門】 国家稅務總局

【发布文号】 国家税务总局公告
2026 年第 5 号
【发布日期】 2026 年 1 月 30 日
【施行日期】 2026 年 1 月 1 日

【公布文号】 国家税務総局公告
2026 年第 5 号
【公布日時】 2026 年 1 月 30 日
【試行日時】 2026 年 1 月 1 日

【Link】 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5247423/content.html>

《国家税务总局公告 2026 年第 5 号（以下简称“5 号公告”）系对《财政部 税务总局关于出口业务增值税和消费税政策的公告》（以下简称“财税 11 号公告”）的进一步细化，并通过整合分散在不同时期出台的管理文件，对出口业务增值税和消费税的退（免）税政策予以系统规范。本次调整在简化流程、降低制度性成本的同时，强化了合规管理要求。主要变化如下：

• 优化退（免）税备案变更机制

按原规定，纳税人申请变更退（免）税办法前须结清税款，变更后不得申报变更前业务的退（免）税。5 号公告在保留上述原则的基础上，增加了例外情形。针对部分因客观因素无法即时结清税款，或不熟悉政策误选退（免）税办法等情形，按规定报告后可不结清税款即变更，后续再处理相关退（免）税申报。

• 明确财税 11 号公告新政的申报要求

针对财税 11 号公告规定的航天运输服务、外贸企业直接将服务或者自行研发的无形资产出口等适用免抵退税办法的新政策，细化了具体的申报要求。

• 加强收汇管理

明确规定出口货物及对外修理修配服务应在报关出口之日的次年 4 月 30 日前完成收汇；合同约定收汇日期晚于次年 4 月 30 日的，应在合同约定期限内完成收汇，且不得晚于报关出口之日起 36 个月。

『国家税務総局公告 2026 年第 5 号』（以下、「第 5 号公告」という）は、『財政部・税務総局による輸出業務の増値税及び消費税に関する公告』（以下、「财税 11 号公告」という）をさらに具体化したものであり、異なる時期に公布された管理文書を統合することで、輸出業務における増値税及び消費税の還付（免除）政策を体系的に整備したものである。今回の見直しは、手続きの簡素化や制度的コストの削減を図ると同時に、コンプライアンス管理の要件を強化したものである。主な変更点は以下の通りである。

• 還付（免除）税の登録変更手続きの最適化

従来の規定では、納税者が還付（免除）税方式の変更を申請する前に税額を清算する必要があり、変更後は変更前の業務に関する還付（免除）税の申告は不可である。第 5 号公告は、上記の原則を維持した上で、例外的なケースを追加する。客観的な要因により直ちに税額を清算できない場合や、政策に不慣れなために誤って還付（免除）税方式を選択してしまった場合などについては、規定に従って報告を行えば、税額を清算せずに変更することができ、関連する還付（免除）税の申告は後日処理する。

• 财税第 11 号公告の新規政策に関する申告要件の明確化

财税第 11 号公告で規定された宇宙輸送サービスや、貿易企業がサービスまたは自社開発の無形資産を直接輸出する場合などに適用される免除・控除・還付税措置に関する新規政策について、具体的な申告要件を詳細に定める。

• 外貨收受管理の強化

輸出貨物および対外修理・整備サービスについては、通関輸出日の翌年 4 月 30 日までに外貨收受を完了すべきことを明確に規定する。契約で定められた外貨收受日が翌年 4 月 30 日より遅い場合は、契約で定められた期限内に外貨收受を完了し、かつ通関輸出日から 36 ヶ月を超えてはならない。

在次年4月30日前申报出口退（免）税的，除特定情形外，无需报送收汇材料，举证材料留存备查。次年4月30日后补充申报的，须报送收汇材料。

• **加强增值税和消费税的退（免）税协同管理**

明确纳税人办理消费税退（免）税申报的，应与其对应的增值税退（免）税一并申报。

• **规范单证备案管理**

明确纳税人应在申报退（免）税后15日内，按规定留存购销合同、运输单据等备案单证，并将备案单证保存期限从原规定的5年延长至10年。

• **出口退（免）税证明全面电子化**

实现了9类出口退税证明的全面电子化开具，纳税人可通过电子税务局、国际贸易“单一窗口”等网上渠道开具电子证明。

翌年4月30日までに輸出還付（免除）税を申告する場合、特定の状況を除き、外貨受取資料の提出は不要であり、立証資料は備審査のために保管する。翌年4月30日以降に追って申告する場合は、外貨受取資料を提出しなければならない。

• **増値税と消費税の還付（免除）税の連携管理の強化**

納税者が増値税と消費税の還付（免除）申告を行う場合、それに対応するの還付（免除）と一括申告することを明確化する。

• **書類の備え付け管理の規範化**

納税者は、還付（免除）申告後15日以内に、規定に従い売買契約書、運送書類等の備え付け書類を保管すべきであり、備え付け書類の保存期間を従来の5年から10年に延長することを明確化した。

• **輸出還付（免除）税証明書の全面的な電子化**

9種類の輸出還付税証明書の全面的な電子発行を実現し、納税者は電子税务局や国際貿易「単一窓口」などのオンラインチャネルを通じて電子証明書を発行できる。

关于发布《增值税预缴税款管理办法》的公告

【发布单位】 财政部 税务总局
【发布文号】 财政部 国家税务总局公告
2026年第14号
【发布日期】 2026年1月30日
【施行日期】 2026年1月1日

【Link】 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247497/content.html>

根据《中华人民共和国增值税法实施条例》第四十五条，跨地级行政区提供建筑服务、采取预售方式销售房地产项目等五类情形应按规定预缴增值税。本公告在此基础上作出进一步规定，基本延续现行制度框架与操作做法，主要内容如下：

『増値税の予納税額管理弁法』の公布に関する公告

【公布部門】 財政部 稅務總局
【公布文号】 財政部 國家稅務總局公告
2026年第14号
【公布日時】 2026年1月30日
【試行日時】 2026年1月1日

『中華人民共和國增値税稅法實施條例』第45條に基づき、地級行政区を越えて建築サービスを提供し、不動産プロジェクトを分譲販売する場合などの5つの場合については、規定に従い増値税を前納しなければならない。本公告はこれを踏まえてさらに規定を定めたものであり、現行の制度枠組みと運用方法を基本的に継承するもので、主な内容は以下の通りである。

1. 梳理了五类需预缴增值税情形的预缴基数、预征率、预缴纳税地点等规定：

应预缴税款 = 预缴基数 ÷ (1 + 适用税率或征收率) × 预征率

1. 増値税の予納が必要な5つのケースについて、予納基準額、予納率、納税地などの規定を整理する：

予納税額 = 予納基準額 ÷ (1 + 適用税率または徴収率) × 予納率

序号	预缴场景	预缴基数	预征率	预缴纳税地点
番号	予納場合	予納基準額	予納率	納税地
1	跨地级行政区提供建筑服务	<ul style="list-style-type: none"> 当期含税价款与支付分包款的差额 	<ul style="list-style-type: none"> 一般计税：2% 简易计税：3% 	建筑服务发生地
	他地域向け建築サービスを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> 当期の税込金額と下請け業者への支払額の差額 	<ul style="list-style-type: none"> 一般課税：2% 簡易課税：3% 	建築サービスの提供地
2	预收款方式提供建筑服务	<ul style="list-style-type: none"> 当期预收款与支付分包款的差额 	<ul style="list-style-type: none"> 一般计税：2% 简易计税：3% 	<ul style="list-style-type: none"> 非跨地级行政区：机构所在地 跨地级行政区：建筑服务发生地
	前受金方式による建設サービスを提供する場合	<ul style="list-style-type: none"> 当期の前受金と下請業者への支払額の差額 	<ul style="list-style-type: none"> 一般課税：2% 簡易課税：3% 	<ul style="list-style-type: none"> 非他地域向け：機関の所在地 他地域向け：建築サービスの提供地
3	预售方式销售房地产项目	当期预收款的全额	3%	机构所在地
	不動産プロジェクトの先行販売	当期の前受金的全額	3%	機関の所在地
4	转让异地不动产	<ul style="list-style-type: none"> 非自建：当期含税价款与购置原价的差额 自建：当期含税价格的全额 	<ul style="list-style-type: none"> 一般纳税人：5% 小规模纳税人：3% 	不动产所在地

	他地域の不動産の売却	<ul style="list-style-type: none"> ● 非自建設：当期の税込価格と取得原価との差額 ● 自建設：当期の税込価格の全額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般課税：5% ● 小規模納税者：3% 	不動産の所在地
5	出租异地不动产	● 当期含税价款的金额	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般纳税人一般计税：3% ● 一般纳税人简易计税：5% ● 小规模纳税人：3%（个体户按征收率） 	不动产所在地
	他地域の不動産賃貸	● 当期の税込金額の全額	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般納税者（通常課税方式）：3% ● 一般納税者（簡易課税方式）：5% ● 小規模納税者：3%（個人事業主は徴収率による） 	不動産の所在地
6	油气田企业跨省销售服务	● 当期含税价款的金额	<ul style="list-style-type: none"> ● 新疆地区：5% ● 其他地区：3% 	服务发生地
	石油・ガス田企業による他地域向け販売サービス	● 当期の税込金額の全額	<ul style="list-style-type: none"> ● 新疆地区：5% ● その他の地域：3% 	サービスの提供地

2. 对征收管理进行了统一规范:

- 1) 小规模纳税人起征点优惠: 当期在预缴地实现的全部价款、预收款合计(不含增值税)未达起征点的, 无需预缴税款。
- 2) 税款抵减规则: 预缴税款可在当期应纳税额中抵减, 不足抵减的结转下期。
- 3) 台账管理义务: 跨地区或采取预收款方式提供建筑服务的企业, 需建立预缴税款台账, 按项目登记含税价款、预收款、分包款、预缴税款等信息, 并留存合同、发票等凭证。

逾期责任: 超 6 个月未预缴税款的, 由机构所在地税务机关结合实际情况, 依据《税收征管法》加收滞纳金及罚金。

关于明确增值税应税交易销售额计算口径的公告

- 【发布单位】 财政部 税务总局
 【发布文号】 财政部 税务总局公告
 2026 年第 12 号
 【发布日期】 2026 年 1 月 30 日
 【施行日期】 2026 年 1 月 1 日

【Link】 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247440/content.html>

作为《中华人民共和国增值税法》及其实施条例的配套文件, 12 号公告延续了现行差额计税的规定。值得注意的是, 《财政部 税务总局关于增值税法施行后增值税优惠政策衔接事项的公告》(财税 10 号公告) 涉及的 10 项差额征税交易的政策有效期至 2027 年 12 月 31 日, 而本公告涉及的 8 项应税交易无有效期限限制。公告的主要内容如下:

- 明确了八类可按扣除相关价款后的余额确定销售额的应税交易类型: 包括金融商品转让、客运场站服务、航空运输服务、境内机票代理服务、境外航段机票代理服务、境外单位境内

2. 徵收管理の統一的な規範化:

- 1) 小規模納税者に対する課税最低額の優遇措置: 当期において、前納地で実現した全代金および前受金の合計額(増値税を除く)が課税最低額に達しない場合、税金の前納は不要とする。
- 2) 税額控除のルール: 前納した税金は当期の納税額から控除でき、控除しきれない分は次期に繰り越す。
- 3) 台帳管理の義務: 地域を跨ぐ、または前受金方式で建設サービスを提供する企業は、前納税額台帳を作成し、プロジェクトごとに税込価格、前受金、下請代金、前納税額などの情報を登録するとともに、契約書や請求書などの証憑を保存しなければならない。

期限超過による責任: 6ヶ月を超えて前納税額を納付しない場合、機関の所在地の税務機関は実情を踏まえ、『税收徵管法』に基づき延滞金および罰金を加算する。

増値税の課税取引売上高の算定基準の明確化に関する公告

- 【公布部門】 財政部 稅務總局
 【公布文号】 財政部 稅務總局公告
 2026 年第 12 号
 【公布日時】 2026 年 1 月 30 日
 【試行日時】 2026 年 1 月 1 日

『中華人民共和國增値税法』およびその実施条例の関連文書として、第 12 号公告は現行の差額課税の規定を引き継いでいる。注意すべきは、『増値税法施行後の増値税優遇政策の接続事項に関する財政部・稅務總局の公告』(财税第 10 号公告)で対象とされる 10 項目の差額課税取引に関する政策の有効期限は 2027 年 12 月 31 日までであるのに対し、本公告で対象とされる 8 項目の課税取引には有効期限の制限がない。公告の主な内容は以下の通りである。

- 関連する代金を差し引いた残額に基づいて売上高を算定できる 8 種類の課税取引が明確化される。これには、金融商品の譲渡、旅客運輸、航空輸送、国内航空券代理販売、国際線区間の航空券代理販売、海外事業者による国内試験、ド

考试服务、签证代理服务、代理进口免征增值税货物。

- 上述扣除价款若取得增值税扣税凭证，其进项税额不得从销项税额中抵扣。

げ代理申請、増値税免除貨物の輸入代理が含まれる。

- 上記の控除対象となる代金について、増値税控除証明書を取得した場合、その仕入税額は売上税額から控除してはならない。

近期热点 Recent Hot Topics

- 外商投资企业在外汇管理登记系统中的基本信息对企业办理跨境业务至关重要，如该信息与实际状况不符或未及时更新，将会对企业产生哪些影响？应如何处理？
- 随着强制注销公司登记制度及相关具体规定出台后，特殊情形下（被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销）的公司注销流程有什么不同？是否更加便利？
- 基于环保要求购置的厂区景观绿化（如灌木、草坪），在会计和税务处理上是否应计入“固定资产”？若其不符合固定资产资本化条件，是否应计入“长期待摊费用”并分期摊销？判定的关键依据有哪些？

トピックス

- 外商投資企業の外国為替管理登録システムにおける基本情報は、同企業が越境取引を行う上で極めて重要で、もしこの情報が実際の状況と一致しない場合や、適時に更新されていない場合、企業にはどのような影響があるのでしょうか？また、どのように対応すべきでしょうか？
- 会社登記の強制抹消制度及び関連する具体的な規定が施行された後、特別な場合（営業許可証の強制取消、強制閉鎖命令、または撤消処分を受けた場合）における会社抹消の手続きはどのように異なるのでしょうか？手続きはより簡素化されたのでしょうか？
- 環境保護の要件に基づき整備された工場区の景観緑化（灌木、緑地など）は、会計上及び税務上の処理において「固定資産」に計上すべきでしょうか？もし固定資産の資本化要件を満たさない場合、「長期前払費用」に計上し、分割償却すべきでしょうか？その判断の主な根拠は何でしょうか？

ご質問などございましたら、下記の連絡先までお気軽にお問い合わせくださいませ。

範 蓉 (Jane)

法務部責任者

☎ 135-0177-7091

✉ fanrong@seahonor.com

黄 屹 (Lucy)

財税部責任者

☎ 137-6193-2188

✉ huangyi@seahonor.com

陳 泓 (Nikko)

日本デスク責任者

☎ 186-2191-6721

✉ chenhong@seahonor.com

蘇 小芳 (Cynthia)

税務サービス連絡窓口

☎ 138-1853-0811

✉ suxiaofang@seahonor.com

田 方 (Tiffany)

会計サービス連絡窓口

☎ 138-1609-0515

✉ tianfang@seahonor.com

顧 敏 (Minnie)

人事サービス連絡窓口

☎ 139-1713-2663

✉ gumin@seahonor.com